

婦人差別撤廃委員会手続規則

佐藤文夫

1　国際連合総会は、一九七九年一二月一八日に決議三四／一八〇によつて、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（普通、「婦人差別撤廃条約」と略称されている。ここでは、以下「条約」という。）を賛成一三〇票、反対〇票、棄権一〇票で採択した。⁽¹⁾ 第二七条第一項が規定する二〇箇国⁽²⁾の批准又は加入を得て、一九八一年九月三日に発効している。⁽³⁾ 一九八四年三月二六日現在、締約国は五六箇国で、アフリカ九、アジア七、東欧一〇、ラテン・アメリカ二〇及び西欧その他一〇、の構成となつている。⁽⁴⁾ ラテン・アメリカ及び東欧の諸国の積極性が目立つてゐる。

国際連合は、国際人権法の差別分野において、既に、人種差別撤廃条約を一九六五年採択しているが、この条約が追加された意味は極めて大きい。婦人差別撤廃に対し、条約が有するインパクトは、特に述べるまでもない。「締約国は、婦人に対するあらゆる形態の差別を非難し、すべての適当な方法により、かつ、遅滞なく、婦人に対する差別を撤廃する政策を追求することに同意し」とある（第二条本文。傍点筆者）。本条約は、従来の国際条約に比べ、「社会における婦人の役割及び地位に関連する、十分な問題範囲を扱う最初のものである」とも評価されている。⁽⁵⁾

2 条約は、国際的実施措置として、国家報告制度（第五部）を規定する。実施機関として、「婦人に対する差別の撤廃に関する委員会」（普通、「婦人差別撤廃委員会」と略称されている。ここでは、以下「委員会」という。）が条約により設置されている。委員会は、国家報告を審理し、それに基づいて「提案及び一般的な性格を有する勧告」を行う権限を有している。提案及び一般的勧告は、その年次報告に含められて、経済社会理事会経由で総会に提出される（第二条第一項）。委員会は、既に、その第二会期（一九八三年）から国家報告の審理作業を開始している。また、報告作成にあたってのガイドラインも第二会期に採択されている。⁽⁶⁾

委員会は、しかし、人種差別撤廃委員会及び規約人権委員会と異なり、国家通報及び個人通報に関する権限を有していない。従って、条約の履行確保にとって、委員会の国家報告に関する権限は、重要な意味を持つことになる。

3 委員会の委員は、「高潔な地位の、かつ、この条約の対象とされる分野において能力を有する専門家」であることが要求され、「個人の資格で職務を遂行する」。委員数は、条約発効時に一八人、三五番目の批准又は加入時に二三人とされている（一七条第一項）。但し、委員選挙のための締約国の会合時点で既に三五箇国を超えていたため、当初から二三人体制で発足している。委員の国籍別構成は、東欧六、ラテン・アメリカ六（キューバを含む）、アジア五（中国、モンゴル、ベトナムを含む）、西欧その他四、及び、アフリカ二と、東欧及びラテン・アメリカ出身の委員が多い。また、社会主義国出身の委員も多い。男性委員は、ヨハン・ノルデンフェルト（スウェーデン）委員のみである。委員長は、イデル（L. Ideer モンゴル）である。^{(8)（補注）}

4 委員会は、条約第一九条第一項の規定をうけて、第一会期（一九八一年）で、以下に訳出した手続規則を審議し、採択している。今後、委員会の作業はこの規則に基づいて行われることになる。ここで、本手続規則の特徴をいくつか示しておきたい。

会期は、通常、年一回とされている（第一条）。人種差別撤廃委員会の年二回（暫定手続規則第一条）、規約人権委員会の年二回（暫定手続規則第二条第一項。但し、実際は年三回）の原則と異なる。条約第二〇条第一項の「通常毎年二週間以内の会期」が影響したことは明らかである。委員会で批判もあったが、「通常」の語は例外を可能とするとの反論もなされた⁽¹¹⁾。締約国数又は任務内容の相異から、当面、妥当な原則と思われる。実際も、一九八二年以来、年一会期であつたし、一九八五年についても、一會期が予定されている⁽¹²⁾。

会期の場所に関し、他の二委員会と同様、国際連合本部が原則とされている（第三条）が、ウィーンの国際連合事務所への言及があることが注意される。実際も、第一会期がそうであつたし、第四会期もウィーンが予定されている⁽¹³⁾。これは、委員会の事務局の役割を果たす婦人向上課がウィーンにあることが主な理由である⁽¹⁴⁾。

辞職に関して、他の二委員会には見られない、長期出席不能見込みの場合の辞職要求規定が置かれた（第一条）。一方、他の二委員会で考慮された、独立性確保の視点から辞職委員自身の意思表明を要求する規定⁽¹⁵⁾は導入されていない。

顧問規定（第二二条）は、条約中にも、また、他の二委員会の暫定手続規則中にも見られないもので、注目される。この導入の主たる理由は、非公開の会合で委員が個人的な顧問の援助を受けたいと希望するかもしれない、というごとに求められた⁽¹⁶⁾。この理由自体十分な説得性をもちえないと思われる。委員の独立性との関連で、注目されなければならないであろう⁽¹⁷⁾。

コンセンサス規定（第三七条第一項、第二項）は、他の二委員会の暫定手続規則中には見られない。ただ、規約人権委員会規則第五一条の脚注（a）で、コンセンサスが試みられることが了解事項とされている。自由権規約第三九条第二項(6)と異なり、本条約は、表決手続についての規定を欠くことも、規定方法の相異として現われたものと考えられる。

報告審理にあたっての、関係締約国の出席に關し、義務的な表現を使用してゐる（第四九条第一項）。他の二) 満員では、國家の出席権が確認されていたことと基本的に異なる。⁽¹³⁾ 締約国の審理への参加の重視は評価しつぶつとされ、条約の沈黙どひか、手続規則や締約国を拘束する規則を盛り込むとは全く別であり、詮ねられたと思われるので。

- (1) U.N. Doc. A/34/PV. 107, 25—30.
- (2) 例へば、U.N. Doc. ST/LEG/SER. E/2, p. 141 参照。
- (3) U.N. Doc. A/39/45, pp. 51—52; p. 1, para. 3 参照。
- (4) 条約どひか、「日本泰子「婦人差別撤廃条約における男女平等」」『文京女子短期大学経営学科編』第1回(111—1111)頁参照。
- (5) Hevener, N.K., International Law and Status of Women, 1983, p. 28.
- (6) 出式外紙は、「条約第一八条どひか、締約國から辦理される報告の形式や内容に關する一般的ガイドライン」である。
- (7) 条約どひか、義務的裁判条項（十九条）も規定する、多くの国が確保をすゝむ（一九八一年末現在一八箇国）。U.N. Doc. ST/LEG/SER. E/2, pp. 142—145; U.N. Doc. ST/LEG/SER. E/2/Add. 1, pp. IV. 8—1—IV. 8—3 参照。
- (8) フト、権限と闊歩する、第三回定期（一九八四年）も同じである。
- (9) U.N. Doc. A/8027, pp. 17 et seq.
- (10) U.N. Doc. A/32/44, pp. 48 et seq. 法律ヤマハー臨時増刊『国際人権規約』（一九七九年五月）1154—1159頁に記載。
- (11) U.N. Doc. A/38/45, p. 5, paras. 25—30 参照。
- (12) U.N. Doc. A/39/45, p. 1, para. 4.
- (13) Ibid.
- (14) U.N. Doc. A/38/45, p. 6, paras. 34—42 参照。
- (15) 抽録「市民的及び政治的権利に関する国際規約による設立された人権委員会の活動に関する研究」『成城法学』第五

号1〇五頁参照。

(16) U.N. Doc. A/38/45, p. 8, para. 55.

(17) 第一會期の議事要録を現在まで参照することができなかつたゆえ、顧問の性格について十分な把握ができるいない」とを記しておきたい。

(18) 拙稿、前掲一一〇頁参照。

婦人差別撤廃委員会手続規則（仮訳）

採択 一九八一年一〇月二二日（婦人差別撤廃委員会第一會期）
改正 一九八三年八月九日（婦人差別撤廃委員会第一會期）

I 会 期

第一条（年次会期）

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「条約」という。）で設置された婦人に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）は、通常、一週間を超えない期間で、年一回会期を開催する。

第二条（期日）

- 1 委員会の会期は、総会によつて承認される会議曆を考慮に入れ、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）と協議の上、委員会により決定された期日に召集されるものとする。
- 2 委員長は、委員会の他の役員と協議の上、必要となつたいづれの予定変更にも同意することができる。

第三条（場所）

1 委員会の会期は、通常、国際連合本部で開催する。委員会は、ウィーンの国際連合事務所で会期を開催すると決定することもできる。

2 会期の他の開催地については、国際連合の支払うべき、実際の追加的な直接又は間接の負担費用に関する取決めがなされることを条件に、事務総長と協議の上、委員会が決定することができる。

第四条（通知）

事務総長は、委員会の委員に少なくとも開会日の六週間前に会期の期日、期間及び場所を通知しなければならない。

II 議事日程

第五条（仮議事日程）

1 各会期の仮議事日程は、委員会の前会期でその掲載が決定されたいずれの議題にも優先権を与え、条約第一七
条ないし第二二条の関連規定に従い、委員長と協議の上、事務総長が作成する。

2 仮議事日程への追加議題の掲載は、次のものが提案することができる。

- (a) 委員長又は他のいすれかの委員会の委員
- (b) 条約締約国
- (c) 条約上の職務に関連して事務総長

第六条（仮議事日程の送付）

仮議事日程及びそこに掲載された各議題に関連する基本的文書は、すべての国際連合作業言語で事務総長によ

り委員会の委員に送付されるものとし、また、事務総長は、会期の開会日の少なくとも六週間前に送付するよう努めなければならない。

第七条（議事日程の採択）

- 1 議事日程は、会合開始時に委員会により採択されなければならない。
- 2 会期中、委員会は、延期できない重要議題のみを議事日程に追加することができる。

第三章 委員会の委員

第八条（任期の開始）

委員会の委員の任期は、次の期日に開始する。

- (a) 最初の選挙において選出された委員に関しては、一九八二年四月一六日（その選出日）
- (b) その後の選挙において選出された委員に関しては、選挙年の四月一六日
- (c) 不時の空席を補充するため指名された委員に関しては、委員会のその承認日

第九条（不時の空席補充）

第八条第一七条第七項に従い不時の空席を補充するために任命された委員の承認は、任命が委員会に通知された後の、委員会の最初の作業事項となるものとする。当該委員は、委員会におけるその職が空席となつた委員の残余の期間在任する。

第十条（厳肅な宣誓）

その職務を引き受けにあたり、委員会の委員は、公開の委員会において、次の厳肅な宣誓を行う。

「私は、婦人に対する差別の撤廃に関する委員会の委員として、名譽を害さず、誠実に、公平に、かつ、良心

的に、私の職務を遂行し、権能を行使することを厳粛に宣誓する。」

第一二条（出席不能）

- 1 委員会の委員は、代理人により代理されることができない。
- 2 委員会の会合に出席できない委員は、すみやかに事務総長に報告しなければならないし、この出席不能が長びく見込みのある場合には、委員は辞職すべきである。^(d)

第一二条（顧問）

委員会の委員は、その選択する顧問を伴うことができる。ただし、顧問は、委員会の議事に参加することができない。

IV 役 員

第一三条（選挙）

委員会は、その委員の中から一人の委員長、三人の副委員長及び一人の報告者を選出する。

第一四条（任期）

委員会の役員は、二年の期間で選出され^(e)、輪番原則が維持されることを条件に、再選資格を有する。

第一五条（委員長の欠席）

- 1 委員長が会合の全部又は一部を欠席するときは、委員長によって指名された副委員長が委員長と同一の権能及び義務をもって、議事を主宰する。
- 2 委員長が上記の副委員長を指名することができないときは、議事を主宰する副委員長は、アルファベット順に現われる副委員長名に従つて選出されるものとする。

第一六条（交代）

委員会のいづれかの役員が委員会の委員を辞職し又は委員であることを終了するとき、新役員は、その残任期間につき選出されるものとする。

V 事務局

第一七条（陳述）

事務総長又はその代理人は、審議中の問題に関して委員会に対し口頭又は書面の陳述を行うことができる。

第一八条（財政負担）

出費を伴ういづれかの提案が委員会により承認される前に、事務総長は、見積った行財政負担の陳述書を作成し回覧するものとする。委員長は、この陳述書に委員会の注意を喚起させ、提案が審議される場合には、それについての討議を勧誘しなければならない。

VI 言語

第一九条（公用語及び作業言語）

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語が委員会の公用語であり、アラビア⁽¹⁾語、中國語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語が作業言語である。

第二〇条（通訳）

- 1 いづれかの公用語でなされる発言は、他の公用語に通訳されるものとする。
- 2 公用語以外の言語で委員会において発言するいづれの発言者も、公用語の一つの通訳を提供しなければならぬ

い。

第二一条（記録の言語）

委員会のすべての公式決定は、公用語で利用可能とされるものとする。その他のすべての公式文書は、作業言語で刊行され、また、委員会が決定するときは、そのいずれかは他の公用語でも刊行されるものとする。

VII 議事の運営

第二二条（公開及び非公開の会合）

委員会の会合は、委員会の会合が全部又は一部を非公開と決定しない限り、公開される。

第二三条（定足数）

委員会の一二人の委員をもつて定足数とする。ただし、決定にあたっては、委員会の委員の三分の一の出席が必要である。

第二四条（委員長の一般的の権能）

1 委員長は、委員会の各会合の開会及び閉会を宣言し、討議を指揮し、この手続規則の遵守を確保し、発言権を与える、問題を表决に付し、並びに、決定を発表する。委員長は、この手続規則に従うことを条件として、委員会の議事及びその会合における秩序維持を掌握する。委員長は、発言者に許される時間の制限、各発言者がいずれかの問題に関して発言できる回数の制限、発言者名簿の締切、討論の延期又は終結及び会合の延期「又は」休止を委員会に提案することができる。討論は、委員会で扱われている問題に限定される。委員長は、その発言が討議の主題と関連しない発言者に対し規則に従うよう要請することができる。
2 この職務を遂行するにあたり、委員長は、委員会の権威に服する。

第二十五条（手続規則違反問題）

いづれの事案の討議中にも、委員は、いつでも手続規則違反問題を提起することができ、そして、この問題は、委員長により直ちにこの手続規則に従って裁定される。委員長の裁定に対するいづれの異議も、直ちに表決に付されるものとし、また、この裁定は、出席する委員の過半数によりくつがえされない限り有効である。委員は、手続規則違反問題を提起するにあたり、討議中の事案の実質に関し発言することはできない。

第二十六条（発言者の時間制限）

委員会は、いづれかの問題に關して各発言者に許される時間を制限することができる。討論が制限されてしまふ場合、かつ、発言者が割当てられた時間を超過する場合には、委員長は、遅滞なく発言者に対し手續規則に従うよう要請しなければならない。

第二十七条（発言者名簿の締切及び答弁権）

討論中、委員長は、発言者名簿を発表し、また、委員会の同意を得て、当該名簿の締切を宣言することができるときは、この手續規則の規定する委員会の議事に参加するいづれの発言者にも答弁権を与えることができる。ただし、委員長は、名簿の締切を宣言した後になされた発言に対し答弁権を与えることが望ましいとされるときは、この手續規則の規定する委員会の議事に参加するいづれの発言者にも答弁権を与えることができる。その答弁権は、同一会合の最後に又は遅くとも当日の最後に行使されるものとする。議題に関する討論がそれ以上の発言者がいないため終了する場合には、委員長は、討論の終結を宣言する。その終結は、委員会の同意による終結と同一の効果を有する。

第二十八条（討論の終結）

いづれの事案の討議中にも、委員は、他の発言者が発言希望を表明したと否とにかかわらず、討議中の議題に關する討論終結の動議を提出することができる。討議終結に関する発言の許可は、終結に反対する一人の委員に

のみ与えられるものとし、そして、その後動議は、直ちに表決に付されるものとする。

第二十九条（討論の延期）

いずれの討議中にも、委員は、討議中の議題に関する討論延期の動議を提出することができる。動議の提案者に加え、一人の委員が賛成の、及び、一人の委員が反対の発言をすることができ、そして、その後動議は、直ちに表決に付されるものとする。

第三〇条（会合の休止又は延期）

いずれの事案の討議中でも、委員は、会合の休止又は延期の動議を提出することができる。その動議に関するいかなる討議も許されず、動議は、直ちに表決に付される。

第三一条（動議の順序）

次の動議は、会合に提出された他のすべての提案又は動議に対し、次の順序で優先する。

(a) 会合の休止

(b) 会合の延期

(c) 討議中の議題に関する討論の延期

(d) 討議中の議題に関する討論の終結

第三二条（提案の提出）

委員会により別段の決定がされない限り、提案と実質修正は、書面で提出され、委員会事務局に渡されるものとし、また、その審議は、いずれかの委員によって要請されるときには、翌日まで延期されるものとする。

第三三条（権限に関する決定）

委員会に提出された提案を採択する委員会の権限に関する決定を要請するいずれの動議も、当該提案に関して

表決に付される前に、直ちに表決に付されるものとする。

等三四条（提案と動議の撤回）

提案又は動議は、修正されなかつたことを条件に、それに関する投票の開始前のいつでも、提案した委員が撤回することができる。この撤回された提案又は動議は、いずれの委員も再提出することができる。

第三五条（再審議）

提案は、採択され又は否決された場合には、委員会が出席しかつ投票する三分の一の多数により再審議を決定しない限り、同一会期において再審議することができない。再審議の動議に関する発言の許可は、動議に賛成する「一人の発言者及び反対する二人の発言者にのみ与えられるもの」とし、その動議は、直ちに表決に付されるものとする。

VIII 表 決

等三六条（投票権）

委員会の各委員は、一個の投票権を有する。

第三七条（決定の採択）

1 委員会は、コンセンサスによってその決定に到達するよう努めるものとする。

2 コンセンサスに到達するためのあらゆる努力が尽された場合には、この手続規則で別段の規定をする場合を除き、委員会の決定は、出席しかつ投票する委員の過半数によって行われる。

3 この手続規則の適用上、「出席しかつ投票する委員」は、賛成又は反対の投票を行う委員を意味する。投票を棄権する委員は、投票を行わないものとみなされる。

4 投票が選舉以外の事案に關し可否同数であるときは、その提案は、否決されたものとみなされる。

第三八条（表決の方法）

- 1 第四三条に従うことを条件に、委員会は、通常、挙手によつて表決を行う。ただし、いずれかの委員がロール・コール投票を要請する場合は例外であつて、それは、委員長がくじ引きで選んだ氏名から始まる、委員の氏名のアルファベット順に行われる。
- 2 ロール・コール投票に参加する各委員の投票は、その表決に言及するいづれの報告にも記載されるものとする。

第三九条（投票の運営及び投票の説明）

投票開始後は、委員が實際の投票の運営に關連して手続規則違反問題を提起しない限り、投票は中斷されない。委員は、投票開始前又は投票終了後に、もつぱらその投票の説明にあてられる簡潔な陳述を行うことができる。

第四〇条（提案の分割）

提案の各部分は、委員が提案の分割を要請するときは、個別的に表決に付される。承認された提案の各部分は、その後全体として表決に付される。提案の主要部分のすべてが否決されたときは、その提案は、全体として否決されたものとみなされる。

第四一条（修正の表決順序）

- 1 提案に対する修正の動議が提出される場合には、まずその修正が表決に付される。提案に対し二又は三以上の動議が提出される場合には、委員会は、まず原案から最も實質的に離れた修正を表決に付し、その後次に離れた修正を表決に付すものとし、修正のすべてが表決に付されるまで、このような順序で表決を行うものとする。一

又は二以上の修正が採択されるときは、その後、修正された提案が表決に付されるものとする。

2 動議は、提案に対する一部の追加、削除又は修正にすぎないときは、提案に対する修正とみなされる。

第四十二条（提案の表決順序）

- 1 二又は三以上の提案が同一の問題に関連するときは、委員会は、別段の決定をしない限り、提案された順序で提案を表決に付す。
- 2 委員会は、提案の表決終了毎に、次順位の提案を表決に付すべきか否かを決定することができる。
- 3 提案に對しいかなる決定もなされねばならないことを要請する動議は、当該提案に優先する。

第四十三条（役員の選挙）

- 1 選挙は、候補者数が補充される席の数を超えない選挙に関して委員会が別段の決定をしない限り、秘密投票で行われる。
- 2 補充される席のすべてに關し、同一条件の下で一時に、一回の投票が行われる。単純多数で、かつ、最多数の票を得た候補者は、補充される席の数を超えない数である場合には、選出されるものとする。席のすべてが一回の投票で補充されないときは、追加の投票が行われるものとし、その場合には、候補者数は、前回の投票で最少の票数を得た候補者を除外して、補充する席の数の二倍を超えないものとする。二又はそれ以上の候補者の間において連續する二回の投票で膠着状態に陥ったときは、委員長の行うくじ引きでその候補者の中から決定されるものとする。

IX 記録及び報告

第四十四条（記録）

1 委員会は、議事要録を作成する。^(g)

2 委員会の会合の音声記録は、国際連合の通常の慣行に従つて作成されかつ保存される。

第四十五条（年次報告）

委員会は、毎年その任務に關し、国際連合の経済社会理事会を通じて、総会に報告するものとし、締約国から得た報告及び情報の審理に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。その提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国の意見とともに委員会の報告中に記載されるものとする。^(h)

X 条約第一八条における締約国の報告

第四六条（報告の形式）

1 委員会は、締約国が条約第一八条によつて提出することを要請されている定期報告の形式、内容及び期日に関する提案及び一般的な性格を有する勧告を作成することができる。

2 その提案及び一般的な性格を有する勧告は、決議一九八〇／三八において経済社会理事会により支持された婦人の地位に関する統合された報告制度を考慮に入れなければならない。⁽ⁱ⁾

第四七条（報告の未受理）

1 各会期に事務総長は、条約第一八条によつて要請されている締約国のはずれの報告の未受理に關しても委員会に通知しなければならない。

2 委員会は、事務総長を通じて、関係国に対し、いづれの期限超過の報告についても督促状を送付することができる。

3 督促状が送付された後になつても、関係国が条約上要請されている報告を提出しないときは、委員会は、総会

に対する年次報告中にこの旨の記載を含めるものとする。

第四八条（提案と一般的な性格を有する勧告）

- 1 委員会は、その作業の実質的な改善がその国家報告に関する、締約国の追加情報によりもたらされる見込みがあると認定する場合には、関係国に対し、その追加情報を提供するよう招請することができる。
- 2 条約第一八条により締約国から受理する報告の審理に基づいて委員会が行う提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国にその意見を求めるため、事務総長を通じて、委員会が通知するものとする。^(j)
- 3 委員会は、必要な場合には、意見が受理されるべき期限を示すことができる。

第四九条（締約国の出席）

- 1 締約国の代表者は、その国家報告が審理されている時、委員会の会合に出席するものとし、また、当該報告に関連した討議に参加し、質問に答えるものとする。
- 2 委員会は、事務総長を通じて、締約国に、少なくとも六週間前に各々の報告が審理される会期の開会日、期間及び場所を通知する。

第五〇条（報告審理の作業方法）

委員会は、締約国の報告を審理する任務を最も効果的に遂行するのに資する作業方法、並びに、その締約国に関する条約発効以来及びいすれかの従前の報告提出以来もたらされた進歩を審議する作業方法を作成することができる。

XI 専門機関の参加

第五一条（報告）

委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある分野におけるこの条約の実施に関する報告を提出するよう勧誘することができる。

第五二条（専門機関の出席）

- 専門機関は、当該専門機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施が審議されている場合に⁽¹⁾は、委員会の会合に代表を出席させる権利を有する。
- 事務総長は、各専門機関に、すみやかに委員会の各会期の開催日、期間、場所及び議事日程を通知する。

XII 文書の配布

第五三条

この手続規則第二十二条を害すことなく、委員会の報告、公式決定及び他のすべての公式文書は、委員会が別段の決定をしない限り、一般的配布の文書とする。

XIII 手続規則

第五四条（改正）

この手続規則は、その改正が条約と矛盾しないことを条件に、出席しかつ投票する委員の三分の二の多数により、かつ、改正提案が回覧された少なくとも一四時間後に、委員会が行う決定によって改正することができる。

第五五条（停止）

この手続規則のいずれも、条約と矛盾しないこと及び停止を必要とする特定状況の場合に限定されることを条件に、出席しかつ投票する委員の三分の二の多数による委員会の決定で停止することができる。

注

- (a) 条約第一〇条第一項を基礎にしてくる。
- (b) 条約第一〇条第二項を基礎にしている。
- (c) 会合の場所を決定するとき、委員会は、総会決議III-14〇⁽³⁾を考慮に入れるべきである。
- (d) 辞職は、不時の空席を生ずるが、それは、条約第一七条〔第七項〕に従って補充されなければならない。
- (e) 条約第一九条第一項を基礎にしてくる。
- (f) 国際連合財政規則III-1 (A/INF/37/1, para. 45 参照) を基礎にしてくる。
- (g) A/INF/37/1, Section II, B and G お参照の上。条約発効にあたり総会は、審議された財政負担の陳述書が速記録又は議事要録に関するかかる規定を命じてはなかつたことより注意されねばならない (A/C.5/36/90 and Corr. 1; A/36/7/Add. 21)。
- (h) 条約第一一条第一項を基礎にしてくる。
- (i) 報告制度の統合は、婦人の地位に関する報告制度の合理化に関する総会決議III-1八六において、総会が決定した。
- (j) 条約第一二一条第一項を基礎にしてくる。
- (k) 条約第一二一条を基礎にしてくる。
- (l) 条約第一二一条を基礎にしてくる。
- (m) 委員会の公式文書は、締約国の報告及びその他の文書を含む。
- 訳者注
- (1) 委員会の第一会期に手続規則が改正され、アラビア語も作業言語に追加された。U.N.Doc. CEDAW/C/8/Add. 14, p. 2.
- (2) 原文では、「or」ではなく、「of」であるが、文脈から誤植と思われる（第三〇条参照）。なお、人種差別撤廃委員会手続規則第三六条及び規約人権委員会手続規則第三八条参照）。
- (3) 原文では、「第一七項」となっているが、条約文には、第一七項は存在しないゆえ、明らかに誤植である。注の意味から、「第七項」が正しいと思われる。

補注

一九八四年四月一日の締約国の会合で、一人の委員の改選が行われた。その結果、委員の国籍別構成は、西欧その他六人、東欧五人、ラテン・アメリカ五人、アジア四人及びアフリカ三人となり、西欧その他が増加したことが注目される。なお、社会主義国出身の委員は九名であり、男性委員は零となり（UN Press Release, WOM/286/Rev. 1, pp. 1-2 参照）。

(試訳にあたり使用した英文テキストは、U.N. Doc. A/38/45, Annex III (pp. 19-35) である。なお、訳出にあたっては、特に次のものを参照した。本条約に関する外務省仮訳（内閣総理大臣官房（婦人問題担当室）（編）『国連婦人の10年世界会議——国連婦人の10年後半期行動プログラム』大蔵省印刷局、一九八一年一〇七頁以下所収）、皆川洸・嘉納孔・深津栄一（共編）『国際条約集』東京法令出版、一九七一年所収の「国際連合総会の手続規則」、及び、北村泰三講師訳の人权委員会暫定手続規則（上記一〇六頁注(10)参照）。)

(さとう・ふみお) 本学助教授